給与支払報告
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

1．現年度　2．新年度　3．両年度

※処理事項

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年　月　日

東京都立川市長　様

職員記入欄

給与支払者（特別徴収義務者）

住所（居所）又は所在地　郵便番号 －

氏名又は名称

代表者の職氏名印　印

個人番号又は法人番号

特別徴収義務者指定番号

宛名番号

担当者連絡先　係　氏名　電話（　　）　－

給与所得者	(ア)特別徴収税額	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	備考
フリガナ 氏名　（旧姓：　）		月分から 月分まで	月分から 月分まで		□1．退職 □2．転勤 □3．合併 □4．休職 □5．育休 □6．長欠 □7．死亡 □8．会社解散 □9．住所誤報 □10．その他	□1．特別徴収継続（転勤等）	下段「◎転勤等による特別徴収届出書」を新勤務先で記載してください
生年月日　□大・□昭・□平　年　月　日			(ア)－(イ)	令和　年　月　日		□2．一括徴収（☑をした場合は右欄を記載してください）	一括徴収した税額は　月分で納入します（　月　日納入）
個人番号						□3．普通徴収	未徴収税額がある場合、立川市から本人宛に納付書を送付します 3.に☑をした場合は、一括徴収できない理由欄を記載してください
1月1日現在の住所 現住所（住所誤報の時は正しい住所）	円	円	円				

◎異動後の未徴収税額（ウ）について一括徴収する場合等は、下の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	退職手当等の支払予定年月日	1月1日以降、退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額（支払予定額）
□1．異動が　年12月31日までで、申出があったため（　月　日申出） □2．異動が　年1月1日以後で特別徴収継続の希望がないため			円	円
一括徴収できない理由（☑をしてください）		一括徴収予定額 支払予定日毎の徴収予定額 / 合計（上記(ウ)と同額）	控除社会保険料額	勤続年数
□1．5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため □2．その他　理由（　）			円	年

⬇「10．その他」を選択した場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください

□ 普C	給与が少なく税額が引けない	相続人代表（異動の事由7.を選択し相続人代表者が判明している場合に記載してください） 住所
□ 普D	給与の支払が不定期	氏名
□ 普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	続柄 電話（　）　－

※「10.その他」を選択し、普C～普Eに記載がない場合、ご連絡することがあります。
記載方法等についてご不明な点があれば、お問い合わせください。

◎転勤等による特別徴収届出書　（左欄外の注意書きを参照してください）

新規の場合は☑をしてください↓

月割額　　円

□　月分から徴収し納入する。

給与支払者（特別徴収義務者）

住所（居所）又は所在地　郵便番号 －

フリガナ

氏名又は名称

代表者の職氏名印　印

特別徴収義務者指定番号　□ 新規

新規の場合納入書の送付　□ 要　・　□ 不要

担当者連絡先　係　氏名　電話（　）　－

【提出先　：　〒190-8666　東京都立川市泉町1156番地の9　立川市役所　財務部課税課　市民税係】この届出書はコピーでもご利用いただけます。また、立川市ホームページよりダウンロードできます。

1　黒のボールペン又はペンで記載してください。

2　「宛名番号」の欄には、給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3　転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で太枠内の事項を記載し、新勤務先に送付願います。**ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先が本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。**

4　新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。**一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。**